

◎新潟県告示第1175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大島Ⅰ地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島(3)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島(4)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島(5)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島2地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚岡(1)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚岡(2)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚岡(3)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚岡(4)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石橋地区	上越市大島区仁上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢入沢地区	上越市大島区大島	次の図のとおり	土石流
北屋敷川地区	上越市大島区大島	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
穴地(1)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
穴地(2)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
穴地(3)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

穴地(4)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久曲川(1)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	土石流
久曲川(3)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	土石流
前田(1)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	土石流
イタヤノ沢地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	土石流
堂島新田(1)地区	南魚沼市堂島新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堂島新田(2)地区	南魚沼市堂島新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
裏ノ山地区	南魚沼市堂島新田	次の図のとおり	土石流
大前神社地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
細越滝谷地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
立岩沢地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
大崎門前(1)地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
せご沢地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
桐平(2)地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
上ノ平(2)地区	南魚沼市桐沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上ノ平(1)地区	南魚沼市桐沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上ノ平(3)地区	南魚沼市桐沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
へツリ山地区	南魚沼市桐沢・堂島新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐沢川地区	南魚沼市桐沢	次の図のとおり	土石流
西ノ沢地区	南魚沼市桐沢	次の図のとおり	土石流
荒金(1)地区	南魚沼市荒金・堂島新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒金(2)地区	南魚沼市荒金	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
カジカ沢川(1)地区	南魚沼市荒金	次の図のとおり	土石流
カジカ沢川(2)地区	南魚沼市荒金	次の図のとおり	土石流
カジカ沢川(3)地区	南魚沼市荒金	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦

覧に供する。)